新設分割に係る事前開示書面

（会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項）

2024 年 10 月 30 日

ソーシャルワイヤー株式会社

2024 年 10 月 30 日

新設分割に係る事前開示事項

東京都港区新橋一丁目 1 番 13 号
アーバンネット内幸町ビル 3 階
ソーシャルワイヤー株式会社
代表取締役社長　矢田　峰之

当社は、2024 年 10 月 21 日付で作成した新設分割計画書（以下「本新設分割計画書」といいます。）に基づき、2025 年 1 月 6 日を効力発生予定日として、当社が運営するクリッピング事業を、新たに設立するアットクリッピング株式会社（以下「本新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本会社分割」といいます。）を行うことといたしました。

本会社分割に関する会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1　新設分割計画の内容（会社法第 803 条第 1 項）

本新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。

2　新設分割の対価に関する定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 1 号）

(1)　交付する株式数の相当性に関する事項

本新設会社は、本会社分割に際して普通株式 1,000 株を発行し、その全株式を当社に割当交付いたします。当社は、本新設会社が発行する全ての普通株式を取得しますので、本新設会社が新たに発行する普通株式の数は任意に決定できると考えられるところ、本新設会社株式の効率的な管理等を考慮し、上記割当株式数が相当であると判断いたしました。

(2)　資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、本新設会社の資本金及び準備金の額を、本新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、本新設分割計画書第 5 条に記載のとおりとすることにいたしました。

当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3　当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 205 条第 6 号）

当社は、2024 年 4 月 25 日開催の取締役会において、株式会社ジーニー（以下「ジーニー」といいます。）との間で資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）を行うことを目的に資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結すること、並びに、ジーニーを割当予定先とする第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当増資」

といい、本第三者割当増資により発行される株式を「本新株式」といいます。）を行うことを決議し、同日に本資本業務提携契約を締結いたしました。

Ⅰ．本資本業務提携の概要

1．本資本業務提携の目的及び理由

当社として、本資本業務提携契約及び本第三者割当増資の実施は、2024 年 4 月 25 日付「株式会社ジーニーとの資本業務提携、第三者割当による新株式発行、並びに、主要株主である筆頭株主の異動及び親会社の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、当社グループにおけるデジタル PR 事業の更なる拡充・先鋭化を推進し、収益力を増強することにつながるとともに、デジタル PR 業界におけるプレゼンスを高めることに大いに貢献できるものと判断したためであります。

2．本資本業務提携の相手先の概要

（1） 名称　株式会社ジーニー
（2） 所在地　東京都新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号
（3） 代表者の役職・氏名　代表取締役社長　工藤 智昭
（4） 事業内容　広告プラットフォーム事業
マーケティング SaaS 事業
海外事業
（5） 資本金　1,553 百万円（2024 年 8 月 31 日現在）

3．本資本業務提携の日程

（1） 取締役会決議日　2024 年 4 月 25 日
（2） 本資本業務提携契約締結日　2024 年 4 月 25 日
（3） 本第三者割当増資に係る払込日　2024 年 7 月 1 日
（4） 事業開始日　本第三者割当増資に係る払込日である 2024 年 7 月 1 日以降、本資本業務提携契約にもとづく業務提携に係る施策を開始していきます。

Ⅱ．第三者割当による新株式の発行

1．募集の概要

（1） 発行新株式数 普通株式　5,736,200 株
（2） 発行価額 1 株につき　金 231 円
（3） 発行価額の総額　金 1,325,062,200 円
（4） 資本組入額 1 株につき　金 115.5 円
（5） 資本組入額の総額　金 662,531,100 円
（6） 募集方法 第三者割当
（7） 申込期日　2024 年 7 月 1 日
（8） 払込期日　2024 年 7 月 1 日
（9） 割当予定先及び割当予定株数　株式会社ジーニー　当社普通株式　5,736,200 株
（10） 前記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生による提出、

及び 2024 年 6 月 27 日付「第 18 回定時株主総会」において本第三者割当増資に関連する議案を決議しており、2024 年 7 月 1 日に本第三者割当増資に係る払込は完了しております。

Ⅲ．親会社の異動

異動が生じる経緯

本第三者割当増資の払込手続きが完了したこと、及び 2024 年 6 月 27 日付「第 18 回定時株主総会決議ご通知」に記載のとおり、2024 年 6 月 27 日に開催された当社定時株主総会において株式会社ジーニーが指名する取締役 5 名が選任され、取締役の過半数を占めたことを受け、2024 年 4 月 25 日付「株式会社ジーニーとの資本業務提携、第三者割当による新株式発行、並びに、主要株主である筆頭株主の異動及び親会社の異動に関するお知らせ」でご案内のとおり、2024 年 7 月 1 日付で割当先である株式会社ジーニーは当社の親会社に該当することとなります。

4　効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 7 号）

(1)　当社について

本会社分割の効力発生後における当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本会社分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。

以上より、本会社分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2)　本新設会社について

本会社分割の効力発生後における本新設会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本会社分割の効力発生日以後において、本新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。

以上より、本会社分割の効力発生日以後における本新設会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以　上

別紙　新設分割計画書

新設分割計画書

ソーシャルワイヤー株式会社（以下「当社」という。）は、当社のクリッピング事業（以下「本対象事業」という。）を新たに設立するアットクリッピング株式会社（以下「新会社」という。）に承継させるために、会社法に定める新設分割の方法により会社分割（以下「本新設分割」という。）を行うこととし、次のとおり新設分割計画（以下「本新設分割計画」という。）を作成する。

1. 新会社の定款で定める事項等

   新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新会社の定款で定める事項は、別紙 1「定款」に記載のとおりである。

2. 新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名

   (1) 設立時取締役

   蜂屋　博司

   中楯　佳子

   芳賀　正宏

   (2) 設立時監査役

   小林　宏至

3. 新会社が承継する権利義務

   新会社は、本新設分割に際し、別紙 2「承継権利義務明細表」に記載の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）を、当社から承継する。ただし、当社から新会社に対する債務その他の義務の承継については、免責的債務引受の方法による。

4. 新会社が交付する株式の数等

   新会社は、設立に際して、普通株式 1,000 株を発行し、その全部を、承継対象権利義務の対価として当社に対して交付する。

5. 新会社の資本金等

   新会社の設立の際における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

   (1) 資本金　　10,000,000 円

   (2) 資本準備金　会社計算規則第４９条第２項の規定に従い当社が定める。

   (3) 利益準備金　0 円

6. 新会社成立の日

   新会社の成立の日（新会社設立の登記をすべき日）（以下「新会社成立日」という。）は、2025 年 1 月 6 日とする。ただし、手続の進行上必要があるときは、当社はこれを変更する。

7. 競業禁止義務

当社は、新会社が承継する本件事業について、2027 年 10 月 21 日を経過するまでの間は、実質的に競合する事業を行わないものとする。

8. 本新設分割の条件の変更及び中止

当社は、本新設分割計画作成後、新会社成立日に至るまでに、天変地異その他の事由により、当社の資産状態、経営状態又は承継対象権利義務に重大な変動が生じた場合、その他本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、必要に応じて本新設分割計画を変更し、又は、本新設分割を中止することができる。

9. 規定外事項

本新設分割計画に明記されていない事項については、本新設分割の趣旨に照らし、当社がこれを決定する。

［以　下　余　白］

2024 年 10 月 21 日

東京都港区新橋一丁目 1 番 13 号
アーバンネット内幸町ビル 3 階
ソーシャルワイヤー株式会社
代表取締役　矢田　峰之

別紙１　定款

アットクリッピング株式会社　定款

定　　款

第１章　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、アットクリッピング株式会社と称し、英文では AT CLIPPING　CO.,LTD. と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 新聞雑誌その他出版物の紙面調査業務
(2) 報道情報の収集、調査及び代理業務
(3) インターネットを利用した通信販売業、販売代理業、各種情報処理サービス、各種情報提供サービス並びに情報提供の仲介
(4) 各種コンピュータ、インターネット、携帯電話に関連するソフトウェアの開発、仕入れ及び販売
(5) インターネットなどのネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務代行事業
(6) 有価証券の保有
(7) 広告、宣伝並びに各種販売促進に関する企画、制作及び広告代理業
(8) 各種出版物の企画、制作、翻訳、発行並びに販売
(9) イベント、講演会、講習会、交流会、セミナー等の企画、制作、開催及び運営
(10) 新商品開発計画・企画・立案並びに販売調査の委託
(11) 前各号に関連する市場調査、宣伝及び広告業
(12) 前各号に附帯し、又は関連する一切の事業

（本店所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

１. 取締役会
２. 監査役

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によっ

て電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、１０，０００株とする。

（株券の不発行）
第７条　当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）
第８条　当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

（相続人等に対する株式の売渡請求）
第９条　当会社は、相続、合併その他の一般承継により当会社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（基準日）
第１０条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。
２　前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第３章　株主総会

（招　集）
第１１条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
２　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
３　株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の１週間前までに発する。ただし、その株主総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく、又は通知期間を短縮して株主総会を開催することができる。

（議　長）
第１２条　株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取

締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（決議の方法）

第１３条　株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

（決議の省略）

第１４条　取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第１５条　株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

（議事録）

第１６条　株主総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の定員）

第１７条　当会社の取締役は、１１名以内とする。

（取締役の選任）

第１８条　取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。

２　取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第１９条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役）

第２０条　取締役会は、その決議により、取締役の中から、代表取締役１名以上を定め、そのうち１名を社長とする。

２　社長は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。

３　取締役会は、その決議によって、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２１条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２２条　取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第２３条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第２４条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第２５条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役の責任免除）

第２６条　当会社は、取締役会決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２　当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低

責任限度額とする。

（取締役会規程）
第２７条　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）
第２８条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第５章　監　査　役

（監査役の員数）
第２９条　当会社の監査役は、１名以上とする。

（監査役の選任）
第３０条　監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。

（監査役の任期）
第３１条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２ 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（監査役の責任免除）
第３２条　当会社は、取締役会決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
２．当会社は、監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

（監査役の報酬等）
第３３条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第６章　計　　算

（事業年度）
第３４条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（剰余金の配当）
第３５条　剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

（配当の除斥期間）
第３６条　剰余金の配当が、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第７章　附　　則

（最初の事業年度）
第３７条　当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から２０２５年３月３１日までとする。

（設立時本店所在地）
第３８条　当会社の本店所在地は、東京都新宿区新宿二丁目３番１０号とする。

（設立時取締役）
第３９条　当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。
設立時取締役
蜂屋　博司
中楯　佳子
芳賀　正宏

（設立時監査役）
第４０条　当会社の設立時監査役は、次のとおりとする。
設立時監査役
小林　宏至

（設立時代表取締役）
第４１条　当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。
設立時代表取締役
蜂屋　博司

（附則の削除）
第４２条　本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって削除する。

以　上

別紙２　承継対象権利義務明細表

新会社成立日において新会社が当社から承継する権利義務は、本対象事業に関する次に定める当社の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち、資産及び債務の評価は 2024 年 9 月 30 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新会社成立日の前日までの増減並びに資産調整勘定又は負債調整勘定により発生する繰延税金資産又は繰延税金負債を加除したうえで確定する。

1. 資産

当社が、新会社成立日の前日の終了時において保有している資産（税効果会計の適用により発生する繰延税金資産を含む。）のうち本対象事業のみに関する全ての資産

2. 負債

当社が新会社成立日の前日の終了時において負っている債務（税効果会計の適用により発生する繰延税金負債を含む。）のうち本対象事業に関する全ての負債

3. 契約及びこれに基づく債権・債務（雇用契約を除く）

当社が新会社成立日の前日の終了時において当事者となっている本対象事業のみに関する一切の契約、並びにこれに基づく一切の債権及び債務（これらの契約に基づき新会社成立日の前日の終了時点において既に発生している債権及び債務、並びに新会社成立日前の原因に基づき新会社成立日後に発生する債権及び債務を含む。）

4. 知的財産権

当社が本対象事業のみに関して保有する商標権（登録番号：第 5810906 号）

5. 従業員

分割対象従業員（当社で新会社成立日の前日の終了時において専ら本対象事業に従事する以下に列挙された従業員をいう。以下同じ。）との雇用契約及びこれに付随する新会社成立日の前日の終了時における当社の権利義務。なお、会社分割に伴う労働契約等の承継に関する法律（平成 12 年法律第 103 号）第 5 条第 3 項の適用により、分割対象従業員の雇用契約及びこれに付随する当社の権利義務が新会社に承継されない場合は、当該従業員は初めから分割対象従業員でなかったものとみなす。

番号	社員番号	部門	雇用形態
1	10008	クリッピング事業部	正社員
2	10037	クリッピング事業部	正社員
3	10038	クリッピング事業部	正社員

4	10039	クリッピング事業部	正社員
5	10041	クリッピング事業部	正社員
6	10042	クリッピング事業部	正社員
7	10043	クリッピング事業部	正社員
8	10046	クリッピング事業部	正社員
9	10047	クリッピング事業部	正社員
10	10050	クリッピング事業部	正社員
11	10052	クリッピング事業部	正社員
12	10053	クリッピング事業部	正社員
13	10054	クリッピング事業部	正社員
14	10055	クリッピング事業部	正社員
15	10056	クリッピング事業部	正社員
16	10058	クリッピング事業部	正社員
17	10059	クリッピング事業部	正社員
18	10060	クリッピング事業部	正社員
19	10061	クリッピング事業部	正社員
20	10062	クリッピング事業部	正社員
21	10067	クリッピング事業部	正社員
22	10110	クリッピング事業部	正社員
23	10119	クリッピング事業部	正社員
24	10136	クリッピング事業部	正社員
25	10153	クリッピング事業部	正社員
26	10161	クリッピング事業部	正社員
27	10171	クリッピング事業部	正社員
28	10184	クリッピング事業部	正社員
29	10201	クリッピング事業部	正社員
30	10226	クリッピング事業部	正社員
31	10230	クリッピング事業部	正社員
32	10231	クリッピング事業部	正社員
33	10255	クリッピング事業部	正社員
34	10256	クリッピング事業部	正社員
35	10257	クリッピング事業部	正社員
36	10295	クリッピング事業部	正社員
37	10351	クリッピング事業部	正社員
38	10407	クリッピング事業部	正社員
39	20003	クリッピング事業部	契約社員

40	20004	クリッピング事業部	契約社員
41	20107	クリッピング事業部	契約社員
42	20116	クリッピング事業部	契約社員
43	20313	クリッピング事業部	契約社員
44	20007	クリッピング事業部	アルバイト
45	20008	クリッピング事業部	アルバイト
46	20009	クリッピング事業部	アルバイト
47	20011	クリッピング事業部	アルバイト
48	20012	クリッピング事業部	アルバイト
49	20013	クリッピング事業部	アルバイト
50	20016	クリッピング事業部	アルバイト
51	20017	クリッピング事業部	アルバイト
52	20019	クリッピング事業部	アルバイト
53	20026	クリッピング事業部	アルバイト
54	20029	クリッピング事業部	アルバイト
55	20046	クリッピング事業部	アルバイト
56	20049	クリッピング事業部	アルバイト
57	20052	クリッピング事業部	アルバイト
58	20054	クリッピング事業部	アルバイト
59	20070	クリッピング事業部	アルバイト
60	20080	クリッピング事業部	アルバイト
61	20085	クリッピング事業部	アルバイト
62	20099	クリッピング事業部	アルバイト
63	20109	クリッピング事業部	アルバイト
64	20122	クリッピング事業部	アルバイト
65	20124	クリッピング事業部	アルバイト
66	20131	クリッピング事業部	アルバイト
67	20136	クリッピング事業部	アルバイト
68	20137	クリッピング事業部	アルバイト
69	20142	クリッピング事業部	アルバイト
70	20143	クリッピング事業部	アルバイト
71	20144	クリッピング事業部	アルバイト
72	20145	クリッピング事業部	アルバイト
73	20148	クリッピング事業部	アルバイト
74	20156	クリッピング事業部	アルバイト
75	20162	クリッピング事業部	アルバイト

76	20163	クリッピング事業部	アルバイト
77	20172	クリッピング事業部	アルバイト
78	20179	クリッピング事業部	アルバイト
79	20181	クリッピング事業部	アルバイト
80	20189	クリッピング事業部	アルバイト
81	20194	クリッピング事業部	アルバイト
82	20197	クリッピング事業部	アルバイト
83	20209	クリッピング事業部	アルバイト
84	20222	クリッピング事業部	アルバイト
85	20225	クリッピング事業部	アルバイト
86	20228	クリッピング事業部	アルバイト
87	20238	クリッピング事業部	アルバイト
88	20267	クリッピング事業部	アルバイト
89	20270	クリッピング事業部	アルバイト
90	20279	クリッピング事業部	アルバイト
91	20323	クリッピング事業部	アルバイト
92	20359	クリッピング事業部	アルバイト
93	20449	クリッピング事業部	アルバイト
94	20462	クリッピング事業部	アルバイト
95	20484	クリッピング事業部	アルバイト
96	20487	クリッピング事業部	アルバイト
97	20499	クリッピング事業部	アルバイト
98	20500	クリッピング事業部	アルバイト
99	20501	クリッピング事業部	アルバイト
100	20505	クリッピング事業部	アルバイト
101	20506	クリッピング事業部	アルバイト
102	20514	クリッピング事業部	アルバイト
103	20518	クリッピング事業部	アルバイト
104	20522	クリッピング事業部	アルバイト
105	20523	クリッピング事業部	アルバイト
106	20525	クリッピング事業部	アルバイト
107	20535	クリッピング事業部	アルバイト
108	20543	クリッピング事業部	アルバイト
109	20544	クリッピング事業部	アルバイト
110	20547	クリッピング事業部	アルバイト
111	20556	クリッピング事業部	アルバイト

112	20557	クリッピング事業部	アルバイト
113	20559	クリッピング事業部	アルバイト
114	20560	クリッピング事業部	アルバイト
115	20561	クリッピング事業部	アルバイト
116	20563	クリッピング事業部	アルバイト
117	20572	クリッピング事業部	アルバイト

以上